

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月10日	Ⅱ(1)ー5 ②移転先における用途 移転先12	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって別表第一の主務省令第24条各号で定めるもの	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって別表第一の主務省令第24条で定めるもの	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にとあたらないため。
平成29年2月10日	Ⅱ(1)ー5 ①法令上の根拠 移転先13	番号法第9条第1項 別表第一(第31項) 柏市個人情報利用及び特定個人情報提供条例第3条第1項	住民基本台帳法第1条 番号法第9条第1項 別表第一(第31項)	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にとあたらないため。
平成29年2月10日	Ⅱ(1)ー5 ①法令上の根拠 移転先14	番号法第9条第1項 別表第一(第34項) 別表第一の主務省令第25条第1号、第2号及び3号 柏市個人情報利用及び特定個人情報提供条例第3条第1項	住民基本台帳法第1条 番号法第9条第1項 別表第一(第34項) 別表第一の主務省令第25条	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にとあたらないため。
平成29年2月10日	Ⅱ(1)ー5 ②移転先における用途 移転先14	知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって別表第一の主務省令第25条各号で定めるもの	知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって別表第一の主務省令第25条で定めるもの	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にとあたらないため。
平成29年2月10日	Ⅱ(1)ー5 ①法令上の根拠 移転先15	番号法第9条第1項 別表第一(第35項) 別表第一の主務省令第26条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号及び第11号 柏市個人情報利用及び特定個人情報提供条例第3条第1項	住民基本台帳法第1条 番号法第9条第1項 別表第一(第35項) 別表第一の主務省令第26条	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にとあたらないため。
平成29年2月10日	Ⅱ(1)ー5 ②移転先における用途 移転先15	住宅地区改良法による改良住宅(同法第2条第6項に規定する改良住宅をいう。以下同じ。)の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって別表第一の主務省令第35条各号で定めるもの	住宅地区改良法による改良住宅(同法第2条第6項に規定する改良住宅をいう。以下同じ。)の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって別表第一の主務省令第35条で定めるもの	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にとあたらないため。
平成29年2月10日	Ⅱ(1)ー5 ①法令上の根拠 移転先16	番号法第9条第1項 別表第一(第36項の2) 別表第一の主務省令第28条 柏市個人情報利用及び特定個人情報提供条例第3条第1項	住民基本台帳法第1条 番号法第9条第1項 別表第一(第36項の2) 別表第一の主務省令第28条	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にとあたらないため。
平成29年2月10日	Ⅱ(1)ー5 ①法令上の根拠 移転先17	番号法第9条第1項 別表第一(第37項) 別表第一の主務省令第29条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号及び第6号 柏市個人情報利用及び特定個人情報提供条例第3条第1項	住民基本台帳法第1条 番号法第9条第1項 別表第一(第37項) 別表第一の主務省令第29条	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にとあたらないため。
平成29年2月10日	Ⅱ(1)ー5 ②移転先における用途 移転先17	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって別表第一の主務省令第29条各号で定めるもの	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって別表第一の主務省令第29条で定めるもの	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にとあたらないため。
平成29年2月10日	Ⅱ(1)ー5 ①法令上の根拠 移転先18	番号法第9条第1項 別表第一(第41項) 別表第一の主務省令第32条第1号及び第2号 柏市個人情報利用及び特定個人情報提供条例第3条第1項	住民基本台帳法第1条 番号法第9条第1項 別表第一(第41項) 別表第一の主務省令第32条	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にとあたらないため。
平成29年2月10日	Ⅱ(1)ー5 ②移転先における用途 移転先18	老人福祉法(昭和38年法律第133号)による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務であって別表第一の主務省令第32条各号で定めるもの	老人福祉法(昭和38年法律第133号)による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務であって別表第一の主務省令第32条で定めるもの	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にとあたらないため。
平成29年2月10日	Ⅱ(1)ー5 ①法令上の根拠 移転先19	番号法第9条第1項 別表第一(第43項) 別表第一の主務省令第34条第1号及び第2号 柏市個人情報利用及び特定個人情報提供条例第3条第1項	住民基本台帳法第1条 番号法第9条第1項 別表第一(第43項) 別表第一の主務省令第34条	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にとあたらないため。
平成29年2月10日	Ⅱ(1)ー5 ②移転先における用途 移転先19	母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)による資金の貸付けに関する事務であって別表第一の主務省令第34条各号で定めるもの	母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)による資金の貸付けに関する事務であって別表第一の主務省令第34条で定めるもの	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にとあたらないため。
平成29年2月10日	Ⅱ(1)ー5 ①法令上の根拠 移転先20	番号法第9条第1項 別表第一(第45項) 別表第一の主務省令第36条 柏市個人情報利用及び特定個人情報提供条例第3条第1項	住民基本台帳法第1条 番号法第9条第1項 別表第一(第45項) 別表第一の主務省令第36条	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にとあたらないため。
平成29年2月10日	Ⅱ(1)ー5 ①法令上の根拠 移転先21	番号法第9条第1項 別表第一(第46項) 別表第一の主務省令第37条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号及び第6号 柏市個人情報利用及び特定個人情報提供条例第3条第1項	住民基本台帳法第1条 番号法第9条第1項 別表第一(第46項) 別表第一の主務省令第37条	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にとあたらないため。
平成29年2月10日	Ⅱ(1)ー5 ②移転先における用途 移転先21	特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって別表第一の主務省令第37条各号で定めるもの	特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって別表第一の主務省令第37条で定めるもの	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にとあたらないため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月10日	Ⅱ(1)-5 ①法令上の根拠 移転先22	番号法第9条第1項 別表第一(第47項) 別表第一の主務省令第38条第1号、第2号、 及び第3号 柏市個人番号利用及び特定個人情報提供条例 第3条第1項	住民基本台帳法第1条 番号法第9条第1項 別表第一(第47項) 別表第一の主務省令第38条	事後	特定個人情報保護評価指針 (平成26年4月20日特定個人 情報保護委員会)に定める 重要な変更にと当たらないた め。
平成29年2月10日	Ⅱ(1)-5 ②移転先における用途 移転先22	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による 障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は 国民年金法等の一部を改正する法律附則第 97条第1項の福祉手当の支給に関する事務で あって別表第一の主務省令第38条各号で定め るもの	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による 障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は 国民年金法等の一部を改正する法律附則第 97条第1項の福祉手当の支給に関する事務で あって別表第一の主務省令第38条で定めるも の	事後	特定個人情報保護評価指針 (平成26年4月20日特定個人 情報保護委員会)に定める 重要な変更にと当たらないた め。
平成29年2月10日	Ⅱ(1)-5 ①法令上の根拠 移転先23	番号法第9条第1項 別表第一(第49項) 別表第一の主務省令第40条第1号、第2号、 第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8 号、第9号及び第10号 柏市個人番号利用及び特定個人情報提供条例 第3条第1項	住民基本台帳法第1条 番号法第9条第1項 別表第一(第49項) 別表第一の主務省令第40条	事後	特定個人情報保護評価指針 (平成26年4月20日特定個人 情報保護委員会)に定める 重要な変更にと当たらないた め。
平成29年2月10日	Ⅱ(1)-5 ②移転先における用途 移転先23	母子保健法(昭和40年法律第141号)による 保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の 届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、 低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療 の給付若しくは養育医療に要する費用の支給 又は費用の徴収に関する事務であって別表第一 の主務省令第40条各号で定めるもの	母子保健法(昭和40年法律第141号)による 保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の 届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、 低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療 の給付若しくは養育医療に要する費用の支給 又は費用の徴収に関する事務であって別表第一 の主務省令第40条で定めるもの	事後	特定個人情報保護評価指針 (平成26年4月20日特定個人 情報保護委員会)に定める 重要な変更にと当たらないた め。
平成29年2月10日	Ⅱ(1)-5 ①法令上の根拠 移転先24	番号法第9条第1項 別表第一(第56項) 別表第一の主務省令第44条第1号、第2号、 第3号、第4号、第5号及び第6号 柏市個人番号利用及び特定個人情報提供条例 第3条第1項	住民基本台帳法第1条 番号法第9条第1項 別表第一(第56項) 別表第一の主務省令第44条	事後	特定個人情報保護評価指針 (平成26年4月20日特定個人 情報保護委員会)に定める 重要な変更にと当たらないた め。
平成29年2月10日	Ⅱ(1)-5 ②移転先における用途 移転先24	児童手当法による児童手当又は特例給付(同 法附則第2条第1項に規定する給付をいう。以 下同じ。)の支給に関する事務であって別表第一 の主務省令第44条各号で定めるもの	児童手当法による児童手当又は特例給付(同 法附則第2条第1項に規定する給付をいう。以 下同じ。)の支給に関する事務であって別表第一 の主務省令第44条で定めるもの	事後	特定個人情報保護評価指針 (平成26年4月20日特定個人 情報保護委員会)に定める 重要な変更にと当たらないた め。
平成29年2月10日	Ⅱ(1)-5 ①法令上の根拠 移転先25	番号法第9条第1項 別表第一(第59項) 別表第一の主務省令第46条第1号、第2号、 第3号、第4号、第5号及び第6号 柏市個人番号利用及び特定個人情報提供条例 第3条第1項	住民基本台帳法第1条 番号法第9条第1項 別表第一(第59項) 別表第一の主務省令第46条	事後	特定個人情報保護評価指針 (平成26年4月20日特定個人 情報保護委員会)に定める 重要な変更にと当たらないた め。
平成29年2月10日	Ⅱ(1)-5 ②移転先における用途 移転先25	高齢者の医療の確保に関する法律による後期 高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関 する事務であって別表第一の主務省令第46条 各号で定めるもの	高齢者の医療の確保に関する法律による後期 高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関 する事務であって別表第一の主務省令第46条 で定めるもの	事後	特定個人情報保護評価指針 (平成26年4月20日特定個人 情報保護委員会)に定める 重要な変更にと当たらないた め。
平成29年2月10日	Ⅱ(1)-5 ①法令上の根拠 移転先26	番号法第9条第1項 別表第一(第63項) 別表第一の主務省令第48条第1号、第2号、 第3号、第4号、第5号及び第6号 柏市個人番号利用及び特定個人情報提供条例 第3条第1項	住民基本台帳法第1条 番号法第9条第1項 別表第一(第63項) 別表第一の主務省令第48条	事後	特定個人情報保護評価指針 (平成26年4月20日特定個人 情報保護委員会)に定める 重要な変更にと当たらないた め。
平成29年2月10日	Ⅱ(1)-5 ②移転先における用途 移転先26	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永 住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の 自立の支援に関する法律による支援給付又は 配偶者支援金(以下「中国残留邦人等支援給 付等」という。)の支給に関する事務であって別 表第一の主務省令第63条各号で定めるもの	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永 住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の 自立の支援に関する法律による支援給付又は 配偶者支援金(以下「中国残留邦人等支援給 付等」という。)の支給に関する事務であって別 表第一の主務省令第63条で定めるもの	事後	特定個人情報保護評価指針 (平成26年4月20日特定個人 情報保護委員会)に定める 重要な変更にと当たらないた め。
平成29年2月10日	Ⅱ(1)-5 ①法令上の根拠 移転先27	番号法第9条第1項 別表第一(第64項) 柏市個人番号利用及び特定個人情報提供条例 第3条第1項	住民基本台帳法第1条 番号法第9条第1項 別表第一(第64項)	事後	特定個人情報保護評価指針 (平成26年4月20日特定個人 情報保護委員会)に定める 重要な変更にと当たらないた め。
平成29年2月10日	Ⅱ(1)-5 ①法令上の根拠 移転先28	番号法第9条第1項 別表第一(第68項) 別表第一の主務省令第50条第1項第1号、第 2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、 第8号、第9号、第10号及び第11号 柏市個人番号利用及び特定個人情報提供条例 第3条第1項	住民基本台帳法第1条 番号法第9条第1項 別表第一(第68項) 別表第一の主務省令第50条第1項	事後	特定個人情報保護評価指針 (平成26年4月20日特定個人 情報保護委員会)に定める 重要な変更にと当たらないた め。
平成29年2月10日	Ⅱ(1)-5 ②移転先における用途 移転先28	介護保険法による保険給付の支給又は保険料 の徴収に関する事務であって別表第一の主務 省令第50条第1項各号で定めるもの	介護保険法による保険給付の支給又は保険料 の徴収に関する事務であって別表第一の主務 省令第50条第1項で定めるもの	事後	特定個人情報保護評価指針 (平成26年4月20日特定個人 情報保護委員会)に定める 重要な変更にと当たらないた め。
平成29年2月10日	Ⅱ(1)-5 ①法令上の根拠 移転先29	番号法第9条第1項 別表第一(第70項) 別表第一の主務省令第52条第1号、第2号、 第3号及び第4号 柏市個人番号利用及び特定個人情報提供条例 第3条第1項	住民基本台帳法第1条 番号法第9条第1項 別表第一(第70項) 別表第一の主務省令第52条	事後	特定個人情報保護評価指針 (平成26年4月20日特定個人 情報保護委員会)に定める 重要な変更にと当たらないた め。
平成29年2月10日	Ⅱ(1)-5 ②移転先における用途 移転先29	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療 に関する法律(平成10年法律第114号)による 入院の勧告若しくは措置、費用の負担又は療 養費の支給に関する事務であって別表第一の 主務省令第52条各号で定めるもの	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療 に関する法律(平成10年法律第114号)による 入院の勧告若しくは措置、費用の負担又は療 養費の支給に関する事務であって別表第一の 主務省令第52条で定めるもの	事後	特定個人情報保護評価指針 (平成26年4月20日特定個人 情報保護委員会)に定める 重要な変更にと当たらないた め。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月10日	Ⅱ(1)-5 ①法令上の根拠 移転先30	番号法第9条第1項 別表第一(第76項) 別表第一の主務省令第54条 柏市個人番号利用及び特定個人情報提供条例 第3条第1項	住民基本台帳法第1条 番号法第9条第1項 別表第一(第76項) 別表第一の主務省令第54条	事後	特定個人情報保護評価指針 (平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める 重要な変更にと当たらないため。
平成29年2月10日	Ⅱ(1)-5 ①法令上の根拠 移転先31	番号法第9条第1項 別表第一(第84項) 別表第一の主務省令第60条第1号、第2号、 第3号、第4号及び第5号 柏市個人番号利用及び特定個人情報提供条例 第3条第1項	住民基本台帳法第1条 番号法第9条第1項 別表第一(第84項) 別表第一の主務省令第60条	事後	特定個人情報保護評価指針 (平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める 重要な変更にと当たらないため。
平成29年2月10日	Ⅱ(1)-5 ②移転先における用途 移転先31	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって別表第一の主務省令第60条各号で定めるもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって別表第一の主務省令第60条で定めるもの	事後	特定個人情報保護評価指針 (平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める 重要な変更にと当たらないため。
平成29年2月10日	Ⅱ(1)-5 ①法令上の根拠 移転先32	番号法第9条第1項 別表第一(第94項) 柏市個人番号利用及び特定個人情報提供条例 第3条第1項	住民基本台帳法第1条 番号法第9条第1項 別表第一(第94項)	事後	特定個人情報保護評価指針 (平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める 重要な変更にと当たらないため。
平成29年2月10日	Ⅱ(1)-5 ①法令上の根拠 移転先33	番号法第9条第1項 別表第一(第95項) 柏市個人番号利用及び特定個人情報提供条例 第3条第1項	住民基本台帳法第1条 番号法第9条第1項 別表第一(第95項)	事後	特定個人情報保護評価指針 (平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める 重要な変更にと当たらないため。
平成29年2月10日	Ⅱ(1)-5 ①法令上の根拠 移転先34	番号法第9条第1項 別表第一(第40項) 柏市個人番号利用及び特定個人情報提供条例 第3条第1項	住民基本台帳法第1条 番号法第9条第1項 別表第一(第40項)	事後	特定個人情報保護評価指針 (平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める 重要な変更にと当たらないため。
平成29年2月10日	Ⅱ(1)-5 ①法令上の根拠 移転先35	番号法第9条第1項 別表第一(第48項) 柏市個人番号利用及び特定個人情報提供条例 第3条第1項	住民基本台帳法第1条 番号法第9条第1項 別表第一(第48項)	事後	特定個人情報保護評価指針 (平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める 重要な変更にと当たらないため。
平成29年2月10日	Ⅱ(1)-5 ①法令上の根拠 提供先23	番号法第19条第7号 別表第二(第42項) 別表第二の主務省令第25条第8号口、第9号、 第10号及び第11号	番号法第19条第7号 別表第二(第42項) 別表第二の主務省令第25条	事後	特定個人情報保護評価指針 (平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める 重要な変更にと当たらないため。
平成29年2月10日	Ⅱ(1)-5 ②提供先における用途 提供先23	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって別表第二の主務省令第25条第8号、第9号、第10号及び第11号で定めるもの	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって別表第二の主務省令第25条で定めるもの	事後	特定個人情報保護評価指針 (平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める 重要な変更にと当たらないため。
平成29年2月10日	Ⅱ(1)-5 ①法令上の根拠 提供先25	番号法第19条第7号 別表第二(第53項) 別表第二の主務省令第27条第1号、第2号及び 第3号	番号法第19条第7号 別表第二(第53項) 別表第二の主務省令第27条	事後	特定個人情報保護評価指針 (平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める 重要な変更にと当たらないため。
平成29年2月10日	Ⅱ(1)-5 ②提供先における用途 提供先25	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって別表第二の主務省令第27条各号で定めるもの	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって別表第二の主務省令第27条で定めるもの	事後	特定個人情報保護評価指針 (平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める 重要な変更にと当たらないため。
平成29年2月10日	Ⅱ(1)-5 ①法令上の根拠 提供先26	番号法第19条第7号 別表第二(第54項) 別表第二の主務省令第28条第1号ホ、第2号、 第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、 第9号及び第10号	番号法第19条第7号 別表第二(第54項) 別表第二の主務省令第28条	事後	特定個人情報保護評価指針 (平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める 重要な変更にと当たらないため。
平成29年2月10日	Ⅱ(1)-5 ②提供先における用途 提供先26	住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって別表第二の主務省令第28条各号で定めるもの	住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって別表第二の主務省令第28条で定めるもの	事後	特定個人情報保護評価指針 (平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める 重要な変更にと当たらないため。
平成29年2月10日	Ⅱ(1)-5 ①法令上の根拠 提供先27	番号法第19条第7号 別表第二(第57項) 別表第二の主務省令第31条第1号ホ、第2号ニ 及び第5号ホ	番号法第19条第7号 別表第二(第57項) 別表第二の主務省令第31条	事後	特定個人情報保護評価指針 (平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める 重要な変更にと当たらないため。
平成29年2月10日	Ⅱ(1)-5 ②提供先における用途 提供先27	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって別表第二の主務省令第31条第1号、第2号及び第5号で定めるもの	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって別表第二の主務省令第31条で定めるもの	事後	特定個人情報保護評価指針 (平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める 重要な変更にと当たらないため。
平成29年2月10日	Ⅱ(1)-5 ①法令上の根拠 提供先30	番号法第19条第7号 別表第二(第61項) 別表第二の主務省令第32条第1号ロ及び第2号 ロ	番号法第19条第7号 別表第二(第61項) 別表第二の主務省令第32条	事後	特定個人情報保護評価指針 (平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める 重要な変更にと当たらないため。
平成29年2月10日	Ⅱ(1)-5 ②提供先における用途 提供先30	老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって別表第二の主務省令第32条第1号及び第2号で定めるもの	老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって別表第二の主務省令第32条で定めるもの	事後	特定個人情報保護評価指針 (平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める 重要な変更にと当たらないため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月10日	Ⅱ(1)－5 ①法令上の根拠 提供先31	番号法第19条第7号 別表第二(第62項) 別表第二の主務省令第33条第4号	番号法第19条第7号 別表第二(第62項) 別表第二の主務省令第33条	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にと当たらないため。
平成29年2月10日	Ⅱ(1)－5 ②提供先における用途 提供先31	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって別表第二の主務省令第33条第4号で定めるもの	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって別表第二の主務省令第33条で定めるもの	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にと当たらないため。
平成29年2月10日	Ⅱ(1)－5 ①法令上の根拠 提供先32	番号法第19条第7号 別表第二(第66項) 別表第二の主務省令第37条第1号口及び第2号	番号法第19条第7号 別表第二(第66項) 別表第二の主務省令第37条	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にと当たらないため。
平成29年2月10日	Ⅱ(1)－5 ②提供先における用途 提供先32	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって別表第二の主務省令第37条第1号及び第2号で定めるもの	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって別表第二の主務省令第37条で定めるもの	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にと当たらないため。
平成29年2月10日	Ⅱ(1)－5 ①法令上の根拠 提供先33	番号法第19条第7号 別表第二(第67項) 別表第二の主務省令第38条第1号口	番号法第19条第7号 別表第二(第67項) 別表第二の主務省令第38条	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にと当たらないため。
平成29年2月10日	Ⅱ(1)－5 ②提供先における用途 提供先33	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって別表第二の主務省令第38条第1号で定めるもの	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって別表第二の主務省令第38条で定めるもの	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にと当たらないため。
平成29年2月10日	Ⅱ(1)－5 ①法令上の根拠 提供先34	番号法第19条第7号 別表第二(第70項) 別表第二の主務省令第39条第3号	番号法第19条第7号 別表第二(第70項) 別表第二の主務省令第39条	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にと当たらないため。
平成29年2月10日	Ⅱ(1)－5 ②提供先における用途 提供先34	母子保健法による費用の徴収に関する事務であって別表第二の主務省令第39条第3号で定めるもの	母子保健法による費用の徴収に関する事務であって別表第二の主務省令第39条で定めるもの	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にと当たらないため。
平成29年2月10日	Ⅱ(1)－5 ①法令上の根拠 提供先35	番号法第19条第7号 別表第二(第77項) 別表第二の主務省令第41条第1号及び第2号	番号法第19条第7号 別表第二(第77項) 別表第二の主務省令第41条	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にと当たらないため。
平成29年2月10日	Ⅱ(1)－5 ②提供先における用途 提供先35	雇用保険法による未支給の失業等給付又は介護休業給付金の支給に関する事務であって別表第二の主務省令第41条各号で定めるもの	雇用保険法による未支給の失業等給付又は介護休業給付金の支給に関する事務であって別表第二の主務省令第41条で定めるもの	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にと当たらないため。
平成29年2月10日	Ⅱ(1)－5 ①法令上の根拠 提供先36	番号法第19条第7号 別表第二(第80項) 別表第二の主務省令第43条第1号口	番号法第19条第7号 別表第二(第80項) 別表第二の主務省令第43条	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にと当たらないため。
平成29年2月10日	Ⅱ(1)－5 ②提供先における用途 提供先36	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって別表第二の主務省令第43条第1号で定めるもの	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって別表第二の主務省令第43条で定めるもの	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にと当たらないため。
平成29年2月10日	Ⅱ(1)－5 ①法令上の根拠 提供先41	番号法第19条第7号 別表第二(第94項) 別表第二の主務省令第47条第1項第2号ハ、第3号ハ、第4号ハ、第5号ハ、第6号ハ、第7号ハ、第10号ハ及び第11号ハ	番号法第19条第7号 別表第二(第94項) 別表第二の主務省令第47条第1項	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にと当たらないため。
平成29年2月10日	Ⅱ(1)－5 ②提供先における用途 提供先41	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって別表第二の主務省令第47条第1項第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第10号及び第11号で定めるもの	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって別表第二の主務省令第47条第1項で定めるもの	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にと当たらないため。
平成29年2月10日	Ⅱ(1)－5 ①法令上の根拠 提供先44	番号法第19条第7号 別表第二(第102項) 別表第二の主務省令第50条第1号、第2号口、第3号口、第4号口及び第5号口	番号法第19条第7号 別表第二(第102項) 別表第二の主務省令第50条	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にと当たらないため。
平成29年2月10日	Ⅱ(1)－5 ②提供先における用途 提供先44	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律による年金である給付(同法附則第16条第3項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付を除く。)若しくは一時金の支給又は特別業務負担金の徴収に関する事務であって別表第二の主務省令第50条各号で定めるもの	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律による年金である給付(同法附則第16条第3項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付を除く。)若しくは一時金の支給又は特別業務負担金の徴収に関する事務であって別表第二の主務省令第50条で定めるもの	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にと当たらないため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月10日	Ⅱ(1)ー5 ①法令上の根拠 提供先45	番号法第19条第7号 別表第二(第103項) 別表第二の主務省令第51条第2号、第3号、第4号口、第5号、第6号、第8号、第9号、第10号、第11号及び第12号	番号法第19条第7号 別表第二(第103項) 別表第二の主務省令第51条	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にと当たらないため。
平成29年2月10日	Ⅱ(1)ー5 ②提供先における用途 提供先45	独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給若しくは保険料その他徴収金の徴収又は同法附則第6条第1項第1号の規定により独立行政法人農業者年金基金が行うものとされた平成13年法律第39号による改正前の農業者年金基金法若しくは平成22年法律第21号による改正前の農業者年金基金法による給付の支給に関する事務であって別表第二の主務省令第51条第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第8号、第9号、第10号、第11号及び第12号で定めるもの	独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給若しくは保険料その他徴収金の徴収又は同法附則第6条第1項第1号の規定により独立行政法人農業者年金基金が行うものとされた平成13年法律第39号による改正前の農業者年金基金法若しくは平成22年法律第21号による改正前の農業者年金基金法による給付の支給に関する事務であって別表第二の主務省令第51条で定めるもの	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にと当たらないため。
平成29年2月10日	Ⅱ(1)ー5 ①法令上の根拠 提供先47	番号法第19条第7号 別表第二(第106項) 別表第二の主務省令第53条第2号、第3号ニ及び第4号イ	番号法第19条第7号 別表第二(第106項) 別表第二の主務省令第53条	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にと当たらないため。
平成29年2月10日	Ⅱ(1)ー5 ②提供先における用途 提供先47	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務であって別表第二の主務省令第53条第2号、第3号及び第4号で定めるもの	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務であって別表第二の主務省令第53条で定めるもの	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にと当たらないため。
平成29年2月10日	Ⅱ(1)ー5 ①法令上の根拠 提供先48	番号法第19条第7号 別表第二(第108項) 別表第二の主務省令第55条第1号ニ、第2号ハ、第3号ニ及び第4号ニ	番号法第19条第7号 別表第二(第108項) 別表第二の主務省令第55条	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にと当たらないため。
平成29年2月10日	Ⅱ(1)ー5 ②提供先における用途 提供先48	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって別表第二の主務省令第55条各号で定めるもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって別表第二の主務省令第55条で定めるもの	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にと当たらないため。
平成29年2月10日	Ⅱ(1)ー5 ①法令上の根拠 提供先51	番号法第19条第7号 別表第二(第113項) 別表第二の主務省令第58条第1号口及び第2号口	番号法第19条第7号 別表第二(第113項) 別表第二の主務省令第58条	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にと当たらないため。
平成29年2月10日	Ⅱ(1)ー5 ②提供先における用途 提供先51	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって別表第二の主務省令第58条各号で定めるもの	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって別表第二の主務省令第58条で定めるもの	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にと当たらないため。
平成29年2月10日	Ⅱ(1)ー5 ①法令上の根拠 提供先52	番号法第19条第7号 別表第二(第114項) 別表第二の主務省令第59条第2号	番号法第19条第7号 別表第二(第114項) 別表第二の主務省令第59条	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にと当たらないため。
平成29年2月10日	Ⅱ(1)ー5 ②提供先における用途 提供先52	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する事務であって別表第二の主務省令第59条第2号で定めるもの	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する事務であって別表第二の主務省令第59条で定めるもの	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にと当たらないため。
平成29年2月10日	Ⅱ(1)ー4 委託事項1～2 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の範囲 ※	区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す) ※住民基本台帳に記録されていた者で、転出等の事由により住民票が消除(死亡による消除を除く。)された者(以下「消除者」という。)を含む。	区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す) ※消除者を含む。	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にと当たらないため。
平成29年2月10日	Ⅱ(1)ー5 ⑤提供する情報の対象となる 本院の範囲 提供先1～55	区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す) ※住民基本台帳に記録されていた者で、転出等の事由により住民票が消除(死亡による消除を除く。)された者(以下「消除者」という。)を含む。	区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す) ※消除者を含む。	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にと当たらないため。
平成29年5月2日	Iー2 システム1 ③他のシステムとの接続 その他	在留カード等発行システム、住民票原本システム、バックアップシステム、中間サーバー、コンビニ交付システム	在留カード等発行システム、住民票原本システム、バックアップシステム、中間サーバー、コンビニ交付システム、進捗管理システム	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にと当たらないため。
平成29年5月2日	Iー2 システム9 ②システムの機能	4. 既存システム接続機能 中間サーバーと既存システム、宛名システム及び住民記録システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携する。	4. 既存システム接続機能 中間サーバーと既存システム、宛名システム及び住民記録システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携する。	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にと当たらないため。
平成29年5月2日	Iー2 システム11 ①システムの名称	—	進捗管理システム	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にと当たらないため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年5月2日	I-2 システム11 ②システムの機能	—	1. 台帳照会機能 ・送付先情報、通知カード返戻・交付等情報、個人番号カード着荷・交付情報、個人番号カード交付はがき発送情報、個人番号カード交付予約・交付情報を世帯単位、個人単位で照会する。 2. 通知カード返戻管理機能 ・宛て所なし、保管期間超過、受取拒否で返戻された通知カードの返戻情報を登録する。 ・返戻された通知カードの交付、取扱、返還、廃棄、返戻等の進捗を登録する。 3. 個人番号カード管理機能 ・個人番号カードの着荷、交付前設定、個人番号カード交付はがき発送、個人番号カード交付はがき返戻の進捗を登録する。 ・個人番号カード交付予約のための予約番号、管理番号を登録する。 ・個人番号カード交付時の交付場所を登録する。	事後	特定個人情報保護評価指針（平成26年4月20日特定個人情報保護委員会）に定める重要な変更にあたらないため。
平成29年5月2日	I-2 システム11 ②システムの機能	—	4. 個人番号カード交付予約機能 ・個人番号カード交付はがき発送者の個人番号カード交付予約日、予約時間を登録する。 ・インターネット予約者をバッチ処理で登録する。 ・予約可能日、予約時間帯、予約時間帯ごとの閾値を設定する。 5. 個人番号カード交付受付・交付機能 ・予約者または予約なし来庁者の交付受付日、受付時間を登録する。 ・個人番号カード交付済者の交付日を登録する。 6. 住民記録システムとの連携・参照機能 ・住民記録システムの世帯照会、個人照会から進捗管理システムの台帳照会に連携する。 ・台帳照会や進捗状況登録時に住民記録システムの最新情報を参照する。 ・住民記録システムで送付した送付先情報を参照する。 ・通知カード返戻者は、住民記録システム世帯照会時に注意喚起を促すメッセージを表示させる。	事後	特定個人情報保護評価指針（平成26年4月20日特定個人情報保護委員会）に定める重要な変更にあたらないため。
平成29年5月2日	I-2 システム11 ③他のシステムとの接続	—	[○]既存住民記録システム	事後	特定個人情報保護評価指針（平成26年4月20日特定個人情報保護委員会）に定める重要な変更にあたらないため。
平成29年5月2日	(別添1)事務の内容	住民記録システムから中間サーバーへ⑩ 住民記録システムから共通宛名システムへ⑪ 住民記録システムから住民票原本システムへ⑫ 住民記録システムからバックアップシステムへ⑬ 住民記録システムからコンビニ交付システムへ⑭ 証明書自動交付システムとコンビニ交付システムから住民票出力・申請書照合を経て住民票交付	住民記録システムから中間サーバーへの⑩を削除 以下⑪を⑩に⑫を⑪に⑬を⑫に⑭を⑬に変更 証明書自動交付システムとコンビニ交付システムから直接住民票交付へ	事後	特定個人情報保護評価指針（平成26年4月20日特定個人情報保護委員会）に定める重要な変更にあたらないため。
平成29年5月2日	(別添1)事務の内容	—	⑭に進捗管理システムを追加	事後	特定個人情報保護評価指針（平成26年4月20日特定個人情報保護委員会）に定める重要な変更にあたらないため。
平成31年3月1日	I-5 法令上の根拠	・第12条(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付)	・第12条(本人等の請求による住民票の写し等の交付)	事後	特定個人情報保護評価指針（平成26年4月20日特定個人情報保護委員会）に定める重要な変更にあたらないため。
平成31年3月1日	I-6 ②法令上の根拠	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律	事後	特定個人情報保護評価指針（平成26年4月20日特定個人情報保護委員会）に定める重要な変更にあたらないため。
平成31年3月1日	I-7 ②所属長の役職名	市民課長 小貫省三	課長	事後	特定個人情報保護評価指針（平成26年4月20日特定個人情報保護委員会）に定める重要な変更にあたらないため。
平成31年3月1日	II（住民基本台帳ファイル）-5 提供先2 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二（第2項）、別表第二の主務省令第2条	番号法第19条第7号 別表第二（第2項）別表第二の主務省令第2条	事後	特定個人情報保護評価指針（平成26年4月20日特定個人情報保護委員会）に定める重要な変更にあたらないため。
平成31年3月1日	II（住民基本台帳ファイル）-5 提供先3 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二（第3項）、別表第二の主務省令第3条	番号法第19条第7号 別表第二（第3項）別表第二の主務省令第3条	事後	特定個人情報保護評価指針（平成26年4月20日特定個人情報保護委員会）に定める重要な変更にあたらないため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月1日	Ⅱ（住民基本台帳ファイル）－5 移転先1	保健所地域健康づくり課、保健所保健予防課	保健所地域保健課、保健所保健予防課	事後	特定個人情報保護評価指針（平成26年4月20日特定個人情報保護委員会）に定める重要な変更に当たらないため。
平成31年3月1日	Ⅱ（住民基本台帳ファイル）－5 移転先4	保健所地域健康づくり課	保健所健康増進課	事後	特定個人情報保護評価指針（平成26年4月20日特定個人情報保護委員会）に定める重要な変更に当たらないため。
平成31年3月1日	Ⅱ（住民基本台帳ファイル）－5 移転先7	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（ 昭和25年 法律第123号）による診察	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（ 昭和25年 法律第123号）による診察	事後	特定個人情報保護評価指針（平成26年4月20日特定個人情報保護委員会）に定める重要な変更に当たらないため。
平成31年3月1日	Ⅱ（住民基本台帳ファイル）－5 移転先10	都市部住宅課	都市部住宅政策課	事後	特定個人情報保護評価指針（平成26年4月20日特定個人情報保護委員会）に定める重要な変更に当たらないため。
平成31年3月1日	Ⅱ（住民基本台帳ファイル）－5 移転先13	市民生活部保険年金課	市民生活部国民年金室	事後	特定個人情報保護評価指針（平成26年4月20日特定個人情報保護委員会）に定める重要な変更に当たらないため。
平成31年3月1日	Ⅱ（住民基本台帳ファイル）－5 移転先15	都市部住宅課	都市部住宅政策課	事後	特定個人情報保護評価指針（平成26年4月20日特定個人情報保護委員会）に定める重要な変更に当たらないため。
平成31年3月1日	Ⅱ（住民基本台帳ファイル）－5 移転先23	保健所地域健康づくり課	保健所地域保健課	事後	特定個人情報保護評価指針（平成26年4月20日特定個人情報保護委員会）に定める重要な変更に当たらないため。
平成31年3月1日	Ⅱ（住民基本台帳ファイル）－5 移転先25	[]庁内連携システム	[○]庁内連携システム	事後	特定個人情報保護評価指針（平成26年4月20日特定個人情報保護委員会）に定める重要な変更に当たらないため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月1日	Ⅱ（住民基本台帳ファイル）－5 移転先27	保健福祉部保健福祉総務課	保健福祉部社会福祉課	事後	特定個人情報保護評価指針（平成26年4月20日特定個人情報保護委員会）に定める重要な変更にあたらないため。
平成31年3月1日	Ⅱ（住民基本台帳ファイル）－5 移転先29	[]庁内連携システム	[○]庁内連携システム	事後	特定個人情報保護評価指針（平成26年4月20日特定個人情報保護委員会）に定める重要な変更にあたらないため。
平成31年3月1日	Ⅱ（住民基本台帳ファイル）－5 移転先30	保健所地域健康づくり課	保健所健康増進課	事後	特定個人情報保護評価指針（平成26年4月20日特定個人情報保護委員会）に定める重要な変更にあたらないため。
平成31年3月1日	Ⅱ（住民基本台帳ファイル）－5 移転先31	[]庁内連携システム	[○]庁内連携システム	事後	特定個人情報保護評価指針（平成26年4月20日特定個人情報保護委員会）に定める重要な変更にあたらないため。
平成31年3月1日	Ⅱ（住民基本台帳ファイル）－5 移転先33	市民生活部保険年金課	市民生活部国民年金室	事後	特定個人情報保護評価指針（平成26年4月20日特定個人情報保護委員会）に定める重要な変更にあたらないため。
平成31年3月1日	Ⅱ（住民基本台帳ファイル）－5 移転先34	保健福祉部保健福祉総務課	保健福祉部社会福祉課	事後	特定個人情報保護評価指針（平成26年4月20日特定個人情報保護委員会）に定める重要な変更にあたらないため。
平成31年3月1日	Ⅱ（住民基本台帳ファイル）－5 移転先35	保健福祉部保健福祉総務課	保健福祉部社会福祉課	事後	特定個人情報保護評価指針（平成26年4月20日特定個人情報保護委員会）に定める重要な変更にあたらないため。
平成31年3月1日	Ⅱ（住民基本台帳ファイル）－6 ③消去方法	・保存期間を過ぎた申請書・帳票等紙媒体の特定個人情報については、外部業者による溶解処理を行い廃棄する。	・保存期間を過ぎた申請書・帳票等紙媒体の特定個人情報については、外部業者による溶解処理を行い廃棄する。	事後	特定個人情報保護評価指針（平成26年4月20日特定個人情報保護委員会）に定める重要な変更にあたらないため。
令和1年12月21日	（別添1）事務の内容	進捗管理システム	⑭進捗管理システム（平成29年5月2日の変更箇所に記載はあったが別添1に抜けていた）	事後	特定個人情報保護評価指針（平成26年4月20日特定個人情報保護委員会）に定める重要な変更にあたらないため。
令和1年12月21日	Ⅱ－5移転先2	保健福祉部障害者相談支援室、こども部保育運営課	保健福祉部障害福祉課、こども部保育運営課	事後	特定個人情報保護評価指針（平成26年4月20日特定個人情報保護委員会）に定める重要な変更にあたらないため。
令和1年12月21日	Ⅱ－5移転先6	保健福祉部障害者相談支援室	保健福祉部障害福祉課	事後	特定個人情報保護評価指針（平成26年4月20日特定個人情報保護委員会）に定める重要な変更にあたらないため。
令和1年12月21日	Ⅱ－5移転先14	保健福祉部障害者相談支援室	保健福祉部障害福祉課	事後	特定個人情報保護評価指針（平成26年4月20日特定個人情報保護委員会）に定める重要な変更にあたらないため。
令和1年12月21日	Ⅱ－5移転先31	保健福祉部障害者福祉課、障害者相談支援室	保健福祉部障害福祉課	事後	特定個人情報保護評価指針（平成26年4月20日特定個人情報保護委員会）に定める重要な変更にあたらないため。
令和1年12月21日	Ⅰ－2システム5③他のシステムとの接続	[○]その他（証明書自動交付システム）	[]その他（ ）	事後	特定個人情報保護評価指針（平成26年4月20日特定個人情報保護委員会）に定める重要な変更にあたらないため。
令和1年12月21日	Ⅰ－2システム4	証明書自動交付システム	システム4の「証明書自動交付システム」を削除し、システム5からシステム11までを繰り上げてシステム10までに変更	事後	特定個人情報保護評価指針（平成26年4月20日特定個人情報保護委員会）に定める重要な変更にあたらないため。
令和1年12月21日	（別添1）事務の内容	住民票の交付（窓口、申請書ダウンロード、郵便請求、自動交付機、コンビニエンスストア）【V】	住民票の交付（窓口、申請書ダウンロード、郵便請求、コンビニエンスストア）【V】	事後	特定個人情報保護評価指針（平成26年4月20日特定個人情報保護委員会）に定める重要な変更にあたらないため。
令和1年12月21日	（別添1）事務の内容	⑪住民票原本システム→証明書自動交付システム→住民票	⑪住民票原本システム	事後	特定個人情報保護評価指針（平成26年4月20日特定個人情報保護委員会）に定める重要な変更にあたらないため。
令和1年12月21日	Ⅱ－1（本人確認情報ファイル）－2 ④記録される項目	[]その他住民票関係情報	[○]その他住民票関係情報	事後	特定個人情報保護評価指針（平成26年4月20日特定個人情報保護委員会）に定める重要な変更にあたらないため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年12月21日	(別添2)特定個人情報ファイル記録項目	【1】住民基本台帳ファイル 44. 旧氏	【1】住民基本台帳ファイル 44. 旧氏(検索用)に変更 162. 旧氏漢字、163. 旧氏カタカナを追加	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更に応じないため。
令和1年12月21日	(別添2)特定個人情報ファイル記録項目	【2】本人確認情報ファイル 1. 住民票コード、2. 漢字氏名、3. 外字数(氏名)、4. ふりがな氏名、5. 清音化かな氏名、6. 生年月日、7. 性別、8. 市町村コード、9. 大字・字コード、10. 郵便番号、11. 住所、12. 外字数(住所)、13. 個人番号、14. 住民となった日、15. 住所を定めた日、16. 届出の年月日、17. 市町村コード(転入前)、18. 転入前住所、19. 外字数(転入前住所)、20. 続柄、21. 異動事由、22. 異動年月日、23. 異動事由詳細、24. 旧住民票コード、25. 住民票コード使用年月日、26. 依頼管理番号、27. 操作者ID、28. 操作端末ID、29. 更新順番号、30. 異常時更新順番号、31. 更新禁止フラグ、32. 予定者フラグ、33. 排他フラグ、34. 外字フラグ、35. レコード状況フラグ、36. タイムスタンプ	【2. 本人確認情報ファイル】 1. 住民票コード、2. 漢字氏名、3. 外字数(氏名)、4. ふりがな氏名、5. 清音化かな氏名、6. 生年月日、7. 性別、8. 市町村コード、9. 大字・字コード、10. 郵便番号、11. 住所、12. 外字数(住所)、13. 個人番号、14. 住民となった日、15. 住所を定めた日、16. 届出の年月日、17. 市町村コード(転入前)、18. 転入前住所、19. 外字数(転入前住所)、20. 続柄、21. 異動事由、22. 異動年月日、23. 異動事由詳細、24. 旧住民票コード、25. 住民票コード使用年月日、26. 依頼管理番号、27. 操作者ID、28. 操作端末ID、29. 更新順番号、30. 異常時更新順番号、31. 更新禁止フラグ、32. 予定者フラグ、33. 排他フラグ、34. 外字フラグ、35. レコード状況フラグ、36. タイムスタンプ、37. 旧氏漢字、38. 旧氏外字数、39. 旧氏ふりがな、40. 旧氏外字変更連番	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更に応じないため。
令和1年12月21日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 1. 住民基本台帳ファイル 7. 特定個人情報の保管・消去 ④安全管理体制・規程の職員への周知	十分に周知していない	十分に周知している	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更に応じないため。
令和1年12月21日	Ⅳ その他のリスク対策 1. 監査 ①自己点検	十分に行っていない	十分に行っている	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更に応じないため。
令和1年12月21日	Ⅵ 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	平成26年12月15日	令和元年7月1日	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更に応じないため。
令和1年12月21日	Ⅶ 評価実施手続 2. 国民・住民等からの意見の聴取 ②実施日・期間	平成26年9月5日～10月6日:32日	令和元年8月20日(火)から令和元年9月19日(木)まで	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更に応じないため。
令和1年12月21日	Ⅶ 評価実施手続 2. 国民・住民等からの意見の聴取 ④主な意見の内容	・宛名システムを接続する旨記載があるが、その旨の記載以降の頁で宛名システムについての記載がない。・移転先がないとされているが、通常、税、福祉等に提供しているのではないかと、情報システムと監査に関する専門知識を持つ者による監査をするべきである。	意見はありませんでした。	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更に応じないため。
令和1年12月21日	Ⅶ 評価実施手続 2. 国民・住民等からの意見の聴取 ⑤評価書への反映	・宛名システムについての記載や、移転先については指摘のとおり評価書に反映した。・監査については、外部の専門家による実施は見送った。		事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更に応じないため。
令和1年12月21日	Ⅶ 評価実施手続 3. 第三者点検 ①実施日	平成26年10月17日、10月27日及び11月7日	令和元年11月8日及び28日	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更に応じないため。
令和1年12月21日	Ⅶ 評価実施手続 3. 第三者点検 ②方法	既存の審議会の中に、情報処理専門の委員を含む部会を設け、リスク対策の妥当性と評価書記載内容の適合性について点検を受けた。	既存の審議会の中に、情報処理専門の委員を含む部会を設け、リスク対策を中心に評価書の記載内容の点検を受けた。	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更に応じないため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年12月21日	VI 評価実施手続 3. 第三者点検 ③結果	(1) 妥当性について・情報セキュリティ監査を担当する職員の資格等を公表すべきとの指摘を受け、研修を受けた職員であることを明記した。・アクセスログのチェックや、物理的な保護措置を検討すべきとの指摘を受け、リスク対策に追記した。・契約の個人情報保護に係る条項について、必要な改正をすべきとの指摘を受け、評価書の記載を改めた。 (2) 適合性について・使用するシステムの機能の概要がわかりにくいとの指摘があり、概要をわかりやすく記載した。・別添1の事務の内容の図に、一部のシステムの記載が漏れているとの指摘を受け、記載した。・特定個人情報ファイルの取扱いを委託する際の対象となる本人の範囲には、住民票のある市民だけでなく消除者も入るのでは、と指摘を受け修正した。・委託先の確認方法として、個別に回答するだけでなくホームページでも確認できるのでは、と指摘を受け修正した。・特定個人情報の保管期間は「定められていない」としていたが、保存期間の定まっている申請書などについて補足すべきとの指摘を受け補足した。また、保管期間の妥当性については、「～であるため」と表現を統一した。・本人確認情報の保管期間に法的根拠があれば記載すべきとの指摘を受けたが、法的根拠はないため記載していない。・リスク対策が「特に力を入れている」とした部分につき指摘を受け、統一基準を設けた。 ③結果 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施)	・特定個人情報が消去されずにいつまでも存在するリスクについて 保存期間を経過した紙媒体は廃棄を行っているが、バックアップにとったイメージファイルについても紙媒体に合わせて廃棄を行うことを検討すること。	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にあたらないため。
令和1年12月21日	VI 評価実施手続 3. 第三者点検 ③結果	1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる ＜選択肢＞ ・「入手の際に特定個人情報漏えい・紛失するリスク」に対する措置の内容が具体性に欠けると指摘を受け、IDカードや生体認証などによるセキュリティ対策等を追記した。・ユーザ認証の方法や、アクセス権限の管理方法が具体的でないとの指摘を受け、IDやパスワードによる認証などを追記した。・アクセス権限の管理方法として、パスワードの期限設定をしている旨も記載すべきとの指摘を受け、追記した。・特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクに対しては、委託先での複製禁止も記載すべきとの指摘を受け、追記した。・特定個人情報の取扱いの記録の保管期間が記載されていないとの指摘を受け、原本と同じ期間保管する旨追記した。・特定個人情報の提供・移転の具体的な記録方法として、管理するログの内容が具体的になく、保存期間も記載されていないとの指摘を受け、IDや日時などのログを残すことや、原本と同じ期間保存する旨明記した。・特定個人情報の移転に関するルール等が記載されていないとの指摘を受け、届出のあった事項についてのみ移転を行えることなどを追記した。・誤った情報を提供・移転してしまうリスク等に対する措置の記載が不十分との指摘を受け、修正した。・特定個人情報を間違えて消去しないか、また消去すべき特定個人情報が消去されないことへの対策が記載されていないとの指摘を受け、消去の際に一時的にバックアップを行うことや、消去漏れがないようにする体制を追記した。・違反行為を行った従業者等に講じる措置が記載されていないとの指摘を受け、指導や懲戒の対象とする旨を追記した。	・特定個人情報が消去されずにいつまでも存在するリスクについて 保存期間を経過した紙媒体は廃棄を行っているが、バックアップにとったイメージファイルについても紙媒体に合わせて廃棄を行うことを検討すること。	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にあたらないため。
令和2年12月21日	I-1 ②事務の内容	・個人番号の通知及び個人番号カードの交付(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年11月20日総務省令第85号)(以下「通知カード及び個人番号カード省令」という。))第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)により機構に対する事務の一部の委任が認められている。。	・個人番号の通知及び個人番号カードの交付(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年11月20日総務省令第85号。以下「個人番号カード省令」という。))第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)により機構に対する事務の一部の委任が認められている。。	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にあたらないため。
令和2年12月21日	I-2 システム2 ②システムの機能	7. 送付先情報通知 個人番号の通知に係る事務の委任先である機構において、住民に対して番号通知書類(通知カード、個人番号カード交付申請書(以下「交付申請書」という。))等を送付するため、既存住基システムから当該市町村の住民基本台帳に記載されている者の送付先情報を抽出し、当該情報を機構が設置・管理する個人番号カード管理システムに通知する。	7. 送付先情報通知 個人番号の通知に係る事務の委任先である機構において、住民に対して番号通知書類(個人番号通知書、個人番号カード交付申請書(以下「交付申請書」という。))等を送付するため、既存住基システムから当該市町村の住民基本台帳に記載されている者の送付先情報を抽出し、当該情報を機構が設置・管理する個人番号カード管理システムに通知する。	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にあたらないため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年12月21日	I－4 ①事務実施上の必要性	(3)送付先情報ファイル 市町村長が個人番号を指定した際は通知カードの形式にて全付番対象者に個人番号を通知するものとされている(番号法第7条第1項)。通知カードによる番号の通知及び個人番号カード交付申請書の送付については、事務効率化等の観点から、市町村から、機構に委任することを予定しており、機構に通知カード及び交付申請書の送付先情報を提供する。(通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)により機構に対する事務の一部の委任が認められている。)	(3)送付先情報ファイル 市町村長が個人番号を指定した際は個人番号通知書の形式にて付番対象者に個人番号を通知するものとされている(番号法第7条第1項及び個人番号カード省令第7条)。個人番号通知書による番号の通知及び個人番号カード交付申請書の送付については、事務効率化等の観点から、市町村から、機構に委任しており、機構に個人番号通知書及び交付申請書の送付先情報を提供する。(個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)により機構に対する事務の一部の委任が認められている。)	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にと当たらないため。
令和2年12月21日	(別添1)事務の内容	⑨送付先情報(通知カード等の送付に関する情報)	⑨送付先情報(送付に関する情報)	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にと当たらないため。
令和2年12月21日	(別添1)事務の内容	「申請受取」における通知カードに係る記載	削除	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にと当たらないため。
令和2年12月21日	II(住民基本台帳ファイル)－3 ⑧使用方法	5. 住民基本台帳ネットワークシステム連携 本人確認情報の送信、個人番号の取得、符号の取得要求及び通知カード送付先情報の送信	5. 住民基本台帳ネットワークシステム連携 本人確認情報の送信、個人番号の取得、符号の取得要求及び個人番号通知書送付先情報の送信	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にと当たらないため。
令和2年12月21日	II(住民基本台帳ファイル)－3 ⑧使用方法 情報の実合	(1)通知カード、個人番号カード等により、正確な本人確認を行う【上記1. 2. 3】	(1)個人番号カード等により、正確な本人確認を行う【上記1. 2. 3】	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にと当たらないため。
令和2年12月21日	II(送付先情報ファイル)－2 ③対象となる本人の範囲 その必要性	番号法第7条第1項(指定及び通知)に基づき、通知カードを個人番号の付番対象者全員に送付する必要がある。 また、同法第17条第1項(個人番号カードの交付等)により、個人番号カードは通知カードと引き換えに交付することとされていることから、合わせて、交付申請書を通知カード送付者全員に送付する必要がある。 市町村は、通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)に基づき、これらの事務の実施を機構に委任する。	番号法第7条第1項(指定及び通知)及び個人番号カード省令第7条(個人番号の通知)に基づき、個人番号通知書を個人番号の付番対象者に送付する必要がある。 また、通知カード所持者にあっては、個人番号カードは通知カードと引き換えに交付することとされている。 市町村は、個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)に基づき、これらの事務の実施を機構に委任する。	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にと当たらないため。
令和2年12月21日	II(送付先情報ファイル)－2 ④記録される項目 主な記録項目	その他(通知カード及び交付申請書の送付先情報)	その他(個人番号通知書及び交付申請書の送付先情報)	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にと当たらないため。
令和2年12月21日	II(送付先情報ファイル)－2 ④記録される項目 その妥当性	・その他(通知カード及び交付申請書の送付先の情報) 機構に対し、通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)に基づき通知カード及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を委任するために、個人番号カードの券面記載事項のほか、通知カード及び交付申請書の送付先に係る情報を記録する必要がある。	・その他(個人番号通知書及び交付申請書の送付先の情報) 機構に対し、個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)に基づき個人番号通知書及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を委任するために、個人番号カードの券面記載事項のほか個人番号通知書及び交付申請書の送付先に係る情報を記録する必要がある。	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にと当たらないため。
令和2年12月21日	II(送付先情報ファイル)－3 ③入手の時期・頻度	使用開始日から通知カード送付までの一定の期間に、番号法施行日時点における住民の送付先情報をまとめて入手する(以降、新たに個人番号の通知対象者が生じた都度入手する。)	個人番号通知書に係る送付先情報は、新たに個人番号の通知対象者が生じた都度入手する。	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にと当たらないため。
令和2年12月21日	II(送付先情報ファイル)－3 ⑤本人への明示	機構が個人番号カード作成のため送付先情報を入手することについて、通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)に記載されている。	機構が個人番号カード作成のため送付先情報を入手することについて、個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)※本人へ明示する場合には、明示方法について記載する。	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にと当たらないため。
令和2年12月21日	II(送付先情報ファイル)－3 ⑥使用目的	通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)に基づく委任を受けて通知カード及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を行う機構に対し、通知カード及び交付申請書の送付先情報を提供するため。	個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)に基づく委任を受けて個人番号通知書及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を行う機構に対し、個人番号通知書及び交付申請書の送付先情報を提供するため。	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にと当たらないため。
令和2年12月21日	II(送付先情報ファイル)－3 ⑧使用方法	既存住民記録システムより個人番号の通知対象者の情報を抽出し、通知カード及び交付申請書等の印刷及び送付に係る事務を通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)に基づいて委任する機構に対し提供する(既存住基システム→市町村CS又は電子記録媒体→個人番号カード管理システム(機構))。	既存住基システムより個人番号の通知対象者の情報を抽出し、個人番号通知書及び交付申請書等の印刷及び送付に係る事務を個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)に基づいて委任する機構に対し提供する(既存住基システム→市町村CS又は電子記録媒体→個人番号カード管理システム(機構))。	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にと当たらないため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年12月21日	Ⅱ（送付先情報ファイル）－5 ①法令上の根拠	通知カード及び個人番号カード省令第35条（通知カード、個人番号カード関連事務の委任）	個人番号カード省令第35条（個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任）	事後	特定個人情報保護評価指針（平成26年4月20日特定個人情報保護委員会）に定める重要な変更にあたらないため。
令和2年12月21日	Ⅱ（送付先情報ファイル）－5 ②提供先における用途	市町村から通知カード及び個人番号カード省令第35条（通知カード、個人番号カード関連事務の委任）に基づく委任を受け、通知カード及び交付申請書を印刷し、送付する。	市町村から個人番号カード省令第35条（個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任）に基づく委任を受け、個人番号通知書及び交付申請書を印刷し、送付する。	事後	特定個人情報保護評価指針（平成26年4月20日特定個人情報保護委員会）に定める重要な変更にあたらないため。
令和2年12月21日	Ⅱ（送付先情報ファイル）－5 ⑦時期・頻度	使用開始日から通知カード送付までの一定の期間に、番号法施行日時点における住民の送付先情報をまとめて提供する（以降、新たに個人番号の通知対象者が生じた都度提供する。）。	個人番号通知書に係る送付先情報は、新たに個人番号の通知対象者が生じた都度提供する。	事後	特定個人情報保護評価指針（平成26年4月20日特定個人情報保護委員会）に定める重要な変更にあたらないため。
令和2年12月21日	Ⅲ（住民基本台帳ファイル） 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの取扱いの記録 具体的な方法	・委託先での作業については、特定個人情報ファイルを使用した業務についての従事者、従事日時等を記録し原本と同じ期間保管すること、柏市の求めに応じて提出する義務があることをを契約内容に含めている。	・委託先での作業については、特定個人情報ファイルを使用した業務についての従事者、従事日時等を記録し原本と同じ期間保管すること、柏市の求めに応じて提出する義務があることをを契約内容に含めている。	事後	特定個人情報保護評価指針（平成26年4月20日特定個人情報保護委員会）に定める重要な変更にあたらないため。

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I 基本情報 1②事務の内容	・個人番号の通知及び個人番号カードの交付 (行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律に規定する個人 番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等 に関する省令(平成26年11月20日総務省令第 85号。以下「個人番号カード省令」という。) 第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務 の委任)により機構に対する事務の一部の委任 が認められている。)	・個人番号の通知及び個人番号カードの交付 (行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律に規定する個人 番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等 に関する省令(平成26年11月20日総務省令第 85号。以下「個人番号カード省令」という。) 第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに 関し機構が処理する事務)、第23条の3(個人番 号カードの発行)及び第36条(機構への通知)に 基づき機構が行うために必要な情報の提供を含 めて特定個人情報ファイルを使用する。	事後	特定個人情報保護評価指針 (平成26年4月20日特定個人 情報保護委員会)に定める 重要な変更にあたらないた め。
	I 基本情報 2システム2 ②システムの機能	7. 送付先情報通知 個人番号の通知に係る事務の委任先である機 構において、住民に対して番号通知書類(個人番 号通知書、個人番号カード交付申請書(以下「交 付申請書」という。))等を送付するため、既存住 基システムから当該市町村の住民基本台帳に 記載されている者の送付先情報を抽出し、当該 情報を機構が設置・管理する個人番号カード管 理システムに通知する。	7. 送付先情報通知 機構において、住民に対して番号通知書類(個人 番号通知書、個人番号カード交付申請書(以下 「交付申請書」という。))等を送付するため、既存 住基システムから当該市町村の住民基本台帳 に記載されている者の送付先情報を抽出し、当 該情報を機構が設置・管理する個人番号カード 管理システムに通知する。	事後	特定個人情報保護評価指針 (平成26年4月20日特定個人 情報保護委員会)に定める 重要な変更にあたらないた め。
	I 基本情報 4①事務実施上の必要性	(3)送付先情報ファイル 市町村長が個人番号を指定した際は個人番号 通知書の形式にて付番対象者に個人番号を通知 するものとされている(番号法第7条第1項及 び個人番号カード省令第7条)。個人番号通知書 による番号の通知及び個人番号カード交付申請 書の送付については、事務効率化等の観点か ら、市町村から、機構に委任しており、機構に個人 番号通知書及び交付申請書の送付先情報を提供 する。(個人番号カード省令第35条(個人番号 通知書及び個人番号カード関連事務の委任) により機構に対する事務の一部の委任が認めら れている。)	(3)送付先情報ファイル 市町村長が個人番号を指定した際は個人番号 通知書の形式にて付番対象者に個人番号を通知 するものとされている(番号法第7条第1項及 び個人番号カード省令第7条)。個人番号通知書 による番号の通知及び個人番号カード交付申請 書の送付については、個人番号カード省令第23 条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに 関し機構が処理する事務)に基づいて機構が行 うこととされていることから、機構に個人番号通 知書及び交付申請書の送付先情報を提供する。	事後	特定個人情報保護評価指針 (平成26年4月20日特定個人 情報保護委員会)に定める 重要な変更にあたらないた め。
	I 基本情報 6②法令上の根拠	＜提供ができる根拠規定＞ 番号法第19条第7号別表第二(第1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 20, 21, 23, 27, 30, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 53, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 66, 67, 70, 77, 80, 84, 89, 91, 92, 94, 96, 101, 102, 1 03, 105, 106, 108, 111, 112, 113, 11 4, 116, 117, 120項) 行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律別表第二の主務省 令で定める事務及び情報を定める命令(以下「別 表第二の主務省令」という。) 第1条, 第2条, 第3 条, 第4条, 第6条, 第7条, 第8条, 第10条, 第12 条, 第13条, 第14条, 第15条, 第16条, 第20条, 第22条, 第23条, 第24条, 第25条, 第27条, 第28 条, 第31条, 第32条, 第33条, 第37条, 第38条, 第39条, 第41条, 第43条, 第45条, 第47条, 第48 条, 第50条, 第51条, 第53条, 第55条, 第56条, 第57条, 第58条, 第59条 ＜照会ができる根拠規定＞ 該当なし	＜提供ができる根拠規定＞ 番号法第19条第7号別表第二(第1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 20, 23, 27, 30, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 53, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 66, 67, 70, 77, 80, 84, 89, 91, 92, 94, 96, 97, 101, 102, 1 03, 105, 106, 107, 108, 111, 112, 11 3, 114, 116, 117, 120項) 行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律別表第二の主務省 令で定める事務及び情報を定める命令(以下「別 表第二の主務省令」という。) 第1条, 第2条, 第3 条, 第4条, 第6条, 第7条, 第8条, 第10条, 第12 条, 第13条, 第14条, 第15条, 第16条, 第20条, 第22条, 第23条, 第24条, 第25条, 第27条, 第28 条, 第31条, 第32条, 第33条, 第37条, 第38条, 第39条, 第41条, 第43条, 第45条, 第47条, 第48 条, 第49条, 第50条, 第51条, 第53条, 第54条, 第55条, 第56条, 第57条, 第58条, 第59条 ＜照会ができる根拠規定＞ 該当なし	事後	特定個人情報保護評価指針 (平成26年4月20日特定個人 情報保護委員会)に定める 重要な変更にあたらないた め。
	II 住民基本台帳ファイル 5提供先1 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	特定個人情報保護評価指針 (平成26年4月20日特定個人 情報保護委員会)に定める 重要な変更にあたらないた め。
	II 住民基本台帳ファイル 5提供先2 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	特定個人情報保護評価指針 (平成26年4月20日特定個人 情報保護委員会)に定める 重要な変更にあたらないた め。
	II 住民基本台帳ファイル 5提供先3 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	特定個人情報保護評価指針 (平成26年4月20日特定個人 情報保護委員会)に定める 重要な変更にあたらないた め。
	II 住民基本台帳ファイル 5提供先4 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	特定個人情報保護評価指針 (平成26年4月20日特定個人 情報保護委員会)に定める 重要な変更にあたらないた め。
	II 住民基本台帳ファイル 5提供先5 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	特定個人情報保護評価指針 (平成26年4月20日特定個人 情報保護委員会)に定める 重要な変更にあたらないた め。

[illegible]

[illegible]

[illegible]

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅱ－5 提供先54 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更に当たらないため。
	Ⅱ 住民基本台帳ファイル 5提供先55 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更に当たらないため。
	Ⅱ 住民基本台帳ファイル 5移転先4 ①法令上の根拠	住民基本台帳法第1条 番号法第9条第1項 別表第一(第10項) 別表第一の主務省令第10条	住民基本台帳法第1条 番号法第9条第1項 別表第一(第10項, 第93項の2) 別表第一の主務省令第10条, 67条の2	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更に当たらないため。
	Ⅱ 住民基本台帳ファイル 5移転先4 ②移転先における用途	予防接種法(昭和23年法律第68号)による予防接種の実施, 給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって別表第一の主務省令第10条で定めるもの	予防接種法(昭和23年法律第68号)による予防接種の実施, 給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって別表第一の主務省令第10条で定めるもの 新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法(平成24年法律第31号)による予防接種の実施に関する事務であって別表第一の主務省令第67条の2で定めるもの	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更に当たらないため。
	Ⅱ 住民基本台帳ファイル 6—②保管期間 期間	定められていない	20年以上	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更に当たらないため。
	Ⅱ 住民基本台帳ファイル 6—②保管期間 その妥当性	データについては, 削除された者も含み本市の住民基本台帳に登録されている住民の管理をする必要があるため保存期限は定めていない。 ・届出書類は, 柏市公文書管理規程第36条により3年保存としている。	・住民票の記載の修正前の本人確認情報(履歴情報)及び削除者の本人確認情報は, 住民基本台帳法施行令第34条第2項(保存)に定める期間(150年間)保管する。 ・届出書類は, 柏市公文書管理規程第36条により3年保存としている。	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更に当たらないため。
	Ⅱ 本人確認情報ファイル 6—②保管期間 その妥当性	・住民票の記載の修正後の本人確認情報は, 新たに記載の修正の通知を受けるまで保管しなくてはならないため。 ・住民票の記載の修正前の本人確認情報(履歴情報)及び削除者の本人確認情報は, 住民基本台帳法施行令第34条第3項(保存)に定める期間(150年間)保管しなくてはならないため。	・住民票の記載の修正後の本人確認情報は, 新たに記載の修正の通知を受けるまで保管しなくてはならないため。 ・住民票の記載の修正前の本人確認情報(履歴情報)及び削除者の本人確認情報は, 住民基本台帳法施行令第34条第2項(保存)に定める期間(150年間)保管しなくてはならないため。	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更に当たらないため。
	Ⅱ 送付先情報ファイル 2—③対象となる本人の範囲 その必要性	市町村は, 個人番号カード省令第35条(個人番号通知書, 個人番号カード関連事務の委任)に基づき, これらの事務の実施を機構に委任する。	機構は, 個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)に基づき, これらの事務を実施する。	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更に当たらないため。
	Ⅱ 送付情報ファイル 2—④記録される項目 その妥当性	・その他(個人番号通知書及び交付申請書の送付先の情報) 機構に対し, 個人番号カード省令第35条(個人番号通知書, 個人番号カード関連事務に委任)に基づき個人番号通知書及び交付申請書の印刷, 送付並びに個人番号カードの発行を委任するために, 個人番号カードの券面記載事項のほか, 個人番号通知書及び交付申請書の送付先に係る情報を記録する必要がある。	・その他(個人番号通知書及び交付申請書の送付先の情報) 機構に対し, 個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)に基づき個人番号通知書及び交付申請書の印刷, 送付並びに個人番号カードの発行を機構が行うために, 個人番号カードの券面記載事項のほか, 個人番号通知書及び交付申請書の送付先に係る情報を記録する必要がある。	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更に当たらないため。
	Ⅱ 送付情報ファイル 3—⑤本人への明示	機構が個人番号カード作成のため送付先情報を入力することについて, 個人番号カード省令第35条(個人番号通知書, 個人番号カード関連事務の委任)※本人へ明示する場合には, 明示方法について記載する。	機構が個人番号カード作成のため送付先情報を入力することについて, 個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)※本人へ明示する場合には, 明示方法について記載する。	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更に当たらないため。
	Ⅱ 送付先情報ファイル 3—⑥使用目的	個人番号カード省令第35条(個人番号通知書, 個人番号カード関連事務の委任)に基づく委任を受けて個人番号通知書及び交付申請書の印刷, 送付並びに個人番号カードの発行を行う機構に対し, 個人番号通知書及び交付申請書の送付先情報を提供するため。	個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)に基づく個人番号通知書及び交付申請書の印刷, 送付並びに個人番号カードの発行を行う機構に対し, 個人番号通知書及び交付申請書の送付先情報を提供するため。	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更に当たらないため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅱ 送付先情報ファイル 3ー⑧使用方法	既存住基システムより個人番号の通知対象者の情報を抽出し、個人番号通知書及び交付申請書等の印刷及び送付に係る事務を個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)に基づいて委任する機構に対し提供する(既存住基システム→市町村CS又は電子記録媒体→個人番号カード管理システム(機構))。	既存住基システムより個人番号の通知対象者の情報を抽出し、個人番号通知書及び交付申請書等の印刷及び送付に係る事務を個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)に基づいて行う機構に対し提供する(既存住基システム→市町村CS又は電子記録媒体→個人番号カード管理システム(機構))。	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にあたらないため。
	Ⅱ 送付先情報ファイル 5提供先1 ①法令上の根拠	個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)	個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にあたらないため。
	Ⅱ 送付先情報ファイル 5提供先1 ②提供先における用途	市町村から個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)に基づく委任を受け、個人番号通知書及び交付申請書を印刷し、送付する。	個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)に基づき個人番号通知書及び交付申請書を印刷し、送付する。	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にあたらないため。
	Ⅲ 住民基本台帳ファイル 7リスク1ー⑩死者の個人番号 具体的な保管方法	生存者の個人番号と同様の方法で保管している。	生存する個人の個人番号とともに、死亡による削除後、住民基本台帳法施行令第34条第2項(保存)に定める期間(150年間)保管する。	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にあたらないため。
	Ⅲ 住民基本台帳ファイル 7リスク3 消去手順 手順の内容	・保存期間を過ぎたシステム上の特定個人情報については、当該事務所管部署の所属長の責任で消去を行う。また、当該消去を行った旨を文書主管課長に報告する。 ・消去を実施するため、消去台帳を作成するための手続を行う。 ・消去する情報に漏れが生じないよう所管部署で確認をする。 ・消去作業を行う前にはデータバックアップを行い消去台帳に記載する。誤った情報を消去したことが判明した場合は、データバックアップより復元する。 ・消去作業が終了した時点で、消去完了報告書をもって確認をする。データバックアップは、消去台帳の内容が確実に消去されたことが確認できた時点で消去する。 ・保存期間を過ぎた申請書・帳票等紙媒体の特定個人情報については、当該事務所管部署の所属長が文書主管課長に廃棄を依頼する。文書主管課は当該文書について、外部業者による溶解処理を行い廃棄する。	・システム上、住民基本台帳法施行令第34条第2項(保存)に定める期間(150年間)を経過した住民票の記載の修正前の本人確認情報(履歴情報)及び削除者の本人確認情報を消去する仕組みとする。 ・保存期間を過ぎたシステム上の特定個人情報については、当該事務所管部署の所属長の責任で消去を行う。また、当該消去を行った旨を文書主管課長に報告する。 ・消去を実施するため、消去台帳を作成するための手続を行う。 ・消去する情報に漏れが生じないよう所管部署で確認をする。 ・消去作業を行う前にはデータバックアップを行い消去台帳に記載する。誤った情報を消去したことが判明した場合は、データバックアップより復元する。 ・消去作業が終了した時点で、消去完了報告書をもって確認をする。データバックアップは、消去台帳の内容が確実に消去されたことが確認できた時点で消去する。 ・保存期間を過ぎた申請書・帳票等紙媒体の特定個人情報については、当該事務所管部署の所属長が文書主管課長に廃棄を依頼する。文書主管課は当該文書について、外部業者による溶解処理を行い廃棄する。	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にあたらないため。
	Ⅲ 本人確認情報ファイル 7リスク3 消去手順 手順の内容	・システム上、住民基本台帳法施行令第34条第3項(保存)に定める期間(150年間)を経過した住民票の記載の修正前の本人確認情報(履歴情報)及び消除者の本人確認情報を消去する仕組みとする。 ・帳票については、要領・手順書等に基づき、帳票管理簿等を作成し、受渡し、保管及び廃棄の運用が適切になされていることを適時確認するとともに、その記録を残す。	・システム上、住民基本台帳法施行令第34条第2項(保存)に定める期間(150年間)を経過した住民票の記載の修正前の本人確認情報(履歴情報)及び消除者の本人確認情報を消去する仕組みとする。 ・帳票については、要領・手順書等に基づき、帳票管理簿等を作成し、受渡し、保管及び廃棄の運用が適切になされていることを適時確認するとともに、その記録を残す。	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にあたらないため。

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅱ 住民基本台帳ファイル 4 委託の有無	2件	3件	事後	委託はしていたが、記載が漏れていたため
	Ⅱ 住民基本台帳ファイル 4 委託事項3 ① 委託内容		市民課窓口業務委託	事後	委託はしていたが、記載が漏れていたため
	Ⅱ 住民基本台帳ファイル 4 委託事項3 ② 取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		特定個人情報ファイルの全体	事後	委託はしていたが、記載が漏れていたため
	Ⅱ 住民基本台帳ファイル 4 委託事項3 ② 取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の数		10万人以上100万人未満	事後	委託はしていたが、記載が漏れていたため
	Ⅱ 住民基本台帳ファイル 4 委託事項3 ② 取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の範囲		区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民台帳法に記録された住民を指す)※削除者を含む。	事後	委託はしていたが、記載が漏れていたため
	Ⅱ 住民基本台帳ファイル 4 委託事項3 ② 取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性		住民異動、証明書発行の際、既存住記システム内の住民基本台帳ファイルの全てのデータが対象となるため。また事務委託することで民間活力を活かし安定的な行政運営を可能とし、市民サービスの向上に寄与する。	事後	委託はしていたが、記載が漏れていたため
	Ⅱ 住民基本台帳ファイル 4 委託事項3 ③ 委託先における取扱者数		10人以上50人未満	事後	委託はしていたが、記載が漏れていたため
	Ⅱ 住民基本台帳ファイル 4 委託事項3 ④ 委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		その他(既存住記システム端末の直接操作)	事後	委託はしていたが、記載が漏れていたため
	Ⅱ 住民基本台帳ファイル 4 委託事項3 ⑤ 委託先名の確認方法		市ホームページに掲載	事後	委託はしていたが、記載が漏れていたため
	Ⅱ 住民基本台帳ファイル 4 委託事項3 ⑥ 委託先名		パーソルテンブススタッフ株式会社	事後	委託はしていたが、記載が漏れていたため
	Ⅱ 住民基本台帳ファイル 4 委託事項3 ⑦ 再委託の有無		再委託しない	事後	委託はしていたが、記載が漏れていたため